

対象案件	北広島市子どもの貧困対策計画の策定について
意見募集期間	令和3年1月4日(月)から令和3年2月2日(火)まで
担当部署(問合せ先)	子育て支援部子ども家庭課 電話 011-372-3311 内 2218
意見提出件数	意見提出者数 4人
	意見提出件数 24件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>1 子どもの貧困の定義</p> <p>他自治体に見られるように、当市の「子どもの貧困」を定義し、その貧困率を算出し、削減目標を定めてほしい。全国や他自治体との比較が可能であれば、示してほしい。</p>	<p>子どもの貧困の定義につきましては、国の相対的貧困率の数値を参考に当該計画を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>2 アンケート調査は評価できる。この解析について、地域的特徴の有無を解析し、その結果の公表等は配慮すべきだが、各地域の学校等と情報・対策を共有すべきである。</p>	<p>平成30年度に実施いたしました「子どもの生活実態調査」につきましては、調査結果の一部を当該計画に掲載をし、地域特徴的も含め解析し、当該調査結果から導き出された課題を掲載しているところです。当該計画につきましては、成案後に各地域の学校等にも配布をし、情報・対策について共有してまいりたいと考えております。</p>
<p>3 行政内部においては市長部局と教育委員会部局との合同チームとするべきである。義務教育課程を修了した子どもたちの支援を合同で行う組織体制にしてもらいたい。教育委員会の積極的関与を求める。</p>	<p>当該計画を進めるにあたり、教育委員会部局も含め庁内関係課との連携は必要であると考えているところであります。連携の在り方につきましては、気づきのネットワークの構築を進めていく中で検討をしております。</p>
<p>4 課題と対策のマッチングを強化するべきである。課題が浮き彫りになりながら、対策は従来の踏襲で、目新しさがないのではないか。羅列された施策(事業内容)を、縮小・拡大・新規等に分類し、メリハリをつけてもらいたい。</p>	<p>当該計画に掲載した課題を解決するため、各種施策を掲載したところであります。各種施策の進め方等につきましては、当該計画の進捗管理の中で関係課と調整してまいりたいと考えております。</p>
<p>5 26ページ以降の施策の展開において</p> <p>5-1 子どもたちの育ちと学びへの支援では、不登校児童生徒の増加を真剣に捉え、みらい塾へも通えない子どもたちへの支援対策を明示してもらいたい。この子どもたち専門の相談指導員を配置し、家庭訪問や学習支援を強化するべきである。</p>	<p>子どもたちの育ちと学びへの支援につきましては、子どもたちが世帯の経済的な状況に関わらず、全ての子どもに学びを受ける機会が保障され、能力・可能性を最大限に伸ばしていくことができるよう支援が必要であると考えているところであります。放課後子供教室やみらい塾など、学習支援の機能も兼ね備えた子どもの居場所の利用を促進するとともに、子どもに身近</p>

	<p>な学校現場の職員などとも連携をしながら、学びへの支援をしてみたいと考えております。現在、不登校児童生徒の自宅へ訪問する訪問相談員を配置しており、支援にあたっているとこゝろであります。</p>
<p>5-2 助成給付金制度 議会でもたびたび取り上げられているが、</p> <p>①就学援助費の支給の拡充⇒眼鏡購入費の助成や難聴の子どもたちへの補聴器購入費助成など</p> <p>②奨学金支給において、支給額の増額、大学生への対象拡大等を要望</p> <p>③高校入学準備金を2万円から大幅に増額し、必要額実態に合わせてほしい。</p> <p>④高校生の通学費助成において、1万2千円のハードルを引き下げてほしい。</p>	<p>就学援助費目の拡充につきましては、他市町村が実施している支給内容等を参考に、調査研究してみたいと考えております。</p> <p>奨学金支給につきましては、一定の支給水準にあり、奨学基金を運用しながら、多くの世帯に支給してみたいと考えておりますことから、支給額の拡大については今のところ考えていないところであります。</p> <p>高校入学準備金につきましては、経済的な理由により就学に困難を抱えている家庭に対し、返還義務のない給付型として支給しているところであり、支給額につきましても道内の都市でも高い水準にありますことから、現在のところ拡充については考えていないところであります。</p> <p>高校生等を対象とした通学費の助成につきましては、将来のまちづくりを担う人材育成や切れ目のない子育て支援を目的に、令和元年度から制度を創設し、高校生等の保護者に対し助成金を交付しておりますが、本事業については、継続性を持って取り組む必要があることから、基準額の引き下げを含む制度の拡充等に関しては、現在のところ考えていないところでありますが、ご意見につきましては、今後の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
<p>5-3 子どもの居場所づくりにおいて</p> <p>①学童クラブの充実、質的充実を図るべきである。</p> <p>②児童館設置⇒東部地区、西の里地区および大曲(西)地区の児童館の早期設置・整備を求める。</p>	<p>子どもの居場所づくりにつきましては、子どもが社会的に孤立せず、身体的・精神的にも安定した生活を送るために必要であると考えているところであります。</p> <p>子どもの居場所づくりの一環といたしまして、学童クラブにおける質の高い保育サービスの維持や指導員の事務の軽減等、質的充実に努めてまいります。また、地域における子どものための拠点としての児童センターの運営につきましても、質的充実に努めるとともに、児童センターを含めた子どもの居場所づくりの在り方について調査・研究してみたいと考えております。</p>
<p>5-4 安心できる社会体制において 感染症対策を踏まえた計画にしてもらいたい。</p>	<p>安心できる社会体制につきましては、子どもの居場所や経験など生活基盤の確保を進めるうえで必要であると考えているところであります。</p>

	<p>す。</p> <p>新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策につきましては、国や北海道からの通知等を踏まえ各種施策を進めているところでありますが、今後につきましても同様に対応し、安心できる社会体制の実現に努めてまいります。</p>
<p>5-5 医療費助成において</p> <p>①こども医療費助成を高校生まで広げ、入院通院医療費全額助成にしてもらいたい。</p> <p>②ひとり親家庭の子供たちの医療費を全額助成し、親の医療費を入院通院とも1割負担に減額してもらいたい。</p> <p>③障がい者等交通費助成を拡充するべきである。札幌市並みに引き上げてもらいたい。</p>	<p>子ども医療費の助成につきましては、北海道の補助を受けて実施しております。本市では子育て世帯への経済的支援のため、北海道の補助基準を市独自で拡大し、入通院ともに中学生までを助成対象としており、石狩管内の市で中学生の通院助成まで実施しているのは本市のみとなっております。</p> <p>ひとり親家庭の医療費の助成につきましては、北海道の補助を受けて実施しております。ひとり親家庭の子どもについては、市民税非課税世帯の場合、入通院ともに医療費の自己負担は初診時一部負担金(医科 580 円、歯科 510 円、柔整 270 円)のみとなっております。医療費の助成制度につきましては、限られた財源の中で制度の安定的な実施に努めておりますが、更なる助成内容の拡大については難しいものと考えております。</p> <p>障がい者等の交通費助成につきましては、身体障害者手帳 1～2 級(内部障がいは 1～3 級)、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかの交付を受けている方に、タクシーチケットまたはガソリンチケットの交付を行っているところであります。なお、ご意見につきましては、今後の参考にさせていただきたいと考えております。</p>
<p>6 成果指標について</p> <p>①6-4基本政策4 自立に向けた支援の現状値、目標値はそれぞれ 24.6%、19.8%の誤りではないか。</p> <p>②初めに記述の通り「貧困率」の引き下げ目標を設置してもらいたい。</p>	<p>基本施策4 自立に向けた支援の成果指標につきましては、家計の状況について「赤字」と回答したひとり親世帯の割合を記載すべきところを誤って黒字と赤字どちらでもない割合を記載しておりますので、ご指摘のとおり現状値は 24.6%に修正いたします。なお、目標値につきましては、令和 3 年度から令和 6 年度まで年約 1%の割合で削減することを目標に 20.0%に修正いたします。</p> <p>貧困率につきましては、国の相対的貧困率の数値を参考に当該計画を進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>【はじめに】</p> <p>厚労省の生活基礎調査によると、18 年の子どもの貧困率は 13.5%に上り、約 7 人に一人の</p>	<p>子供の貧困対策に関する大綱につきましては、改定後の内容も含め承知をしているところであります。</p>

<p>子どもが、厚労省が目安とする所得の基準を下回る困窮家庭で暮らしている状況があきらかとなった。こうした調査結果を踏まえ、政府は19年に「子どもの貧困対策に関する大綱」で、学校を対策の重要拠点と位置づけ、苦しい状況にある子どもを早期に把握し、支援をするよう要請している。</p> <p>【意見と要望】</p> <p>(1)市においては、上記の大綱を承知しているのか。また、具体的な支援はどのようなものであると考えているのか。その考えのもと、市内各学校に対し、どのような指導をしたのか。指導をしたならば、その成果と今後の課題について示していただきたい。</p>	<p>今般の子どもの貧困対策計画策定にあたっては、当該大綱、北海道子どもの貧困対策計画を勘案することとされており、具体的な支援は施策の展開の中で触れているところでありませぬ。</p> <p>貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、教育委員会が配置するスクールソーシャルワーカーが学校を含む関係機関と連携する体制の構築に努めております。</p> <p>なお、市内各学校に対しましては、平成30年度に実施した「子どもの生活実態調査」の調査結果を配布し情報を共有しているところでありませぬ。</p>
<p>(2)経済格差は教育格差につながると言われている。つまり、貧困家庭の子どもにとっては落ち着いた学習環境ではないため、復習・予習などの家庭学習も十分にできない状況で、塾にも通えず、学校の授業から置きざりにされる可能性が少なくないと言える。こうした経済的に困窮した家庭の子ども達への学習支援として、市には中学1～3年を対象とした無料の「きたひろ塾」があるが、利用数は全市で20名ほどしかない。利用が少ないのは、会場までの公共交通の悪さと、週一回(2時間)しか授業がないこと、テキストは貸与で持ち帰ることが出来ないのが主な原因と聞く。これでは利用者(子ども)の目線にたった支援とは言えない。利用数を高めるための具体的方策を示していただきたい。</p>	<p>きたひろ塾につきましては、中学1～3年を対象に、数学・英語の2科目について、勉強する習慣の定着、基礎学力の形成を目的として、週1回、個別指導をベースとした学習支援を実施しているところでありませぬ。</p> <p>利用者数につきましては平成31年度42名、令和2年度22名と減少傾向となっております。利用者減少の一因でもある新型コロナウイルス感染対策として、令和2年10月からタブレット端末を使用したオンライン授業と従来の対面授業を併用して実施しており、感染症拡大防止及び交通便の悪い家庭にも支援可能な取り組みを行っております。</p>
<p>(3)本市では、義務教育を終えていない方の高い未就学率が報告されている(10年国勢調査より)。それには様々な原因があると思われるが、戦後の混乱期に学習の機会を奪われた方も少なくないと思う。また不登校などで十分な学力が身につかぬまま形式卒業していった方も多くいるだろう。さらにはこれから基本的な読み書きが満足にできない外国籍の方も出てくると思われる。そのような方々に学習や学び直しの場を提供する使命が市に求められる。これらの方々にとどのような学習支援をされるのかお聞きしたい。</p>	<p>外国籍学齢児童生徒への就学機会の積極的な情報提供などを行うほか、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や体育実技用具費等の小中学校の就学に必要な経費の援助を行うとともに、きたひろ塾への呼びかけを行うなど、教育と福祉が連携した学びの場の提供に努めてまいります。</p> <p>学齢期を超過した未就学者等への対応につきましては、義務教育期間における学習内容に限らず、市民の様々な学習意欲に応えるため、必要な情報の適切な提供に努めるとともに、現代的で社会的な課題に対応した学習機会や、市民個々のライフステージに応じた学習機会の充実に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>【おわりに】</p> <p>経済格差は教育格差につながり、子ども達が大きくなったのちには負のスパイラルとなり、次世代の教育低下を招き、ひいては市の未来に</p>	<p>子どもたちが世帯の経済状況にかかわらず、自分の現在及び将来を自ら選択できるようにすることが重要であることから、全ての子どもに学びを受ける機会を保障し、能力・可能性を</p>

<p>暗い影を落とすことにつながるのではと思う。そのような状況にならぬよう可能な限りの手立てを講じて欲しい。</p>	<p>最大限に伸ばしていけるよう、当該計画に掲載した「育ちと学びへの支援」に係る事業の推進に努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>P. 28 (2) 子どもの居場所や経験など生活基盤の確保</p> <p>ア 子どもの居場所づくり(子どもの居場所づくり推進事業補助金)</p> <p>事業の組み立てにあたり、運営団体が参画し、補助金のみではなく、必要な支援やネットワーク作りなど意見が反映されるように進めてほしいです。</p> <p>子どものみならず保護者がほっとして愚痴をこぼせるような居場所が地域にあると良いです。そのような場所を、ひとり親世帯などが自力で探すのは時間的に困難であり、学校などを通じて情報提供できると良いと思います。子どもには主体的に行ける距離に斜めの関係を築ける大人がいる居場所があれば、勧めて選択肢を与えるのが良いと思います。</p>	<p>子どもの居場所づくり推進事業補助金につきましては、子ども食堂又は学習支援といった子どもの居場所づくりを推進している運営団体にヒアリングを実施した上で、必要な支援の一環として創設するものでありますが、ご意見につきましては今後の参考とさせていただくとともに、必要な支援等につきましては、気づきのネットワークの構築を進めていく中で意見等を吸い上げる等検討してまいります。</p> <p>保護者も含めた子どもの居場所づくりにつきましては、児童センターや子育て支援センターの運営のほか、出張型ひろば等の事業を実施しているところでありますが、ひとり親世帯も含め利用の促進に向けて周知に努め、身近な子どもの居場所づくりの推進に努めてまいります。</p>
<p>〈質問〉</p> <p>この計画の対象となる「子ども」の対象は何才までですか。</p>	<p>18歳未満の男女を対象としております。</p>
<p>〈意見〉</p> <p>子育て期の助成制度は、充実してきていると思いますが、成長期である中高進学時の制服等の準備に対して、支援を受ける対象の手前の世帯にとっても、負担感が大きくおさがり交換(バザー)の機会があるととても助かります。PTA や保護者 OB の協力も呼びかけて、そうした機会が毎年行われるといいと思います。</p>	<p>中学校制服の交換の機会につきましては、既に実施している学校もありますことから、こうした学校の取組を市内小中学校に広く情報提供してまいります。</p>
<p>・相談支援の課題について(24P)</p> <p>・実態調査から、困難を抱えているにも関わらずその様子を周囲に見せない、見た目にはわからない場合も多く、外から気づくことの難しさがあり、保護者の心の健康状態が低い傾向もみられる。困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげることができるよう支援が必要とあります。子どもに関わる団体個人が情報提供しやすい窓口をつくってください。</p>	<p>支援を必要とされている方に必要な情報が行き渡るよう、引き続き支援制度の周知に努めてまいります。</p> <p>また、困難を抱える子ども・世帯を身近な気づきから早期に把握し支援へ円滑につなげるために、子どもの貧困対策に係る関係機関と相互連携していくネットワークの構築を検討してまいります。</p>
<p>・子どもの支援者への聞き取り調査に加えて、子どもへの聞き取りもできればと思います</p>	<p>当該計画の策定にあたっては、小5・中2・16歳・17歳の計1,067名の子どもからアンケート調査の回答を得ているところでありますが、計画改定の際にはご意見を参考にさせていただき、子どもへのヒアリングも検討したいと考えて</p>

	おります。
<p>②子どもの居場所や経験など生活基盤の確保(28P)</p> <p>1. 子どもの居場所づくりについて</p> <p>「子ども居場所づくり推進事業補助金」について、事業の組み立てにあたっては、運営団体が参画し必要な支援など意見が反映されるように進めてほしいです。</p>	<p>子どもの居場所づくり推進事業補助金につきましては、子ども食堂又は学習支援といった子どもの居場所づくりを推進している運営団体にヒアリングを実施した上で、必要な支援の一環として創設するものでありますが、ご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>③その他</p> <p>・この計画の対象となる「子ども」の対象は何かまでですか。</p>	<p>18歳未満の男女を対象としております。</p>
<p>・学齢期に学校に行くことが出来なかった子ども自身の学びなおしの機会の確保についても、計画の中で触れていくことが必要です。この計画では、どのように位置づけられますか。</p>	<p>学齢期を経過した未就学者等への対応につきましては、義務教育期間における学習内容に限らず、市民の様々な学習意欲に応えるため、必要な情報の適切な提供に努めるとともに、現代的で社会的な課題に対応した学習機会や、市民個々のライフステージに応じた学習機会の充実に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、当該計画における位置づけにつきましては、計画書 26 ページの(1)子どもの育ちと学びへの支援 ア子どもの育ちと学びの創出・充実に係る各事業の中に含まれていると考えております。</p>
<p>・子ども自身や保護者が、相談・支援にたどり着くための窓口をわかりやすく発信することも合わせて必要ではないでしょうか。</p>	<p>支援を必要とされている方に必要な情報が行き渡るよう、引き続き支援制度の周知に努めてまいります。</p>
<p>・中高進学時の制服は、負担感が大きく、おさがり交換(バザーなど)の機会があるととても助かると聞きます。中学生の制服は、PTA や保護者 OB の協力も呼びかけて、そうした機会をぜひ、NPO 団体などにも協力してもらい、実施してはどうでしょうか。</p>	<p>中学校制服の交換の機会につきましては、既に実施している学校もありますことから、こうした学校の取組を市内小中学校に広く情報提供してまいります。</p>